

岩手県告示第114号

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号）第10条第1項の規定により、同条例第5条第1項の規定による次の届出について意見を有しない旨通知した。

平成22年2月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 届出者の氏名又は名称 有限会社南部総合企画
- 2 特定大規模集客施設の名称及び所在地 （仮称）水沢五反町複合施設 奥州市水沢区佐倉河字五反町23番2ほか
- 3 関係書類の縦覧の期間及び場所
 - （1） 期間 平成22年2月12日から同年3月12日まで
 - （2） 場所 岩手県商工労働観光部経営支援課及び県南広域振興局経営企画部並びに奥州市役所、花巻市役所、北上市役所、遠野市役所、一関市役所、西和賀町役場、金ヶ崎町役場、平泉町役場及び住田町役場